

2012年7月9日 外国人住民登録制度が変わります！

－ 外国人登録法が廃止され、外国人住民の人も住民基本台帳法の適用対象となります。－

- ・「外国人登録原票記載事項証明書」に代わり「住民票の写し」が発行されます。
(日本人と外国人とで構成される世帯全員が記載された住民票の写しが発行できます。)
- ・他の市町村に引っ越しをする時には新たな手続(転出届)が必要になります。
- ・「外国人登録証明書」が廃止され、「在留カード」が交付されます。

● 住民票ができるまで

- ① 2012年5月7日付で外国人登録情報をもとに「仮住民票」を作成します。
- ② 作成された「仮住民票」を郵送で通知しますので、内容を確認してください。
- ③ 通知の内容が実態と異なる場合は、市役所の窓口で外国人登録の変更・訂正の申請をしてください。「仮住民票」を修正します。
- ④ 2012年7月9日に「仮住民票」が「住民票」になります。

● 「外国人登録原票記載事項証明書」がとれなくなります

2012年7月9日以降、「外国人登録原票記載事項証明書」に代わり、「住民票の写し」を市役所で交付します。

「住民票の写し」には、過去の居住地・氏名等の履歴、上陸許可年月日などは記載されません。これらについての証明が必要な場合(自動車の売却などで必要となることがあります。)は、7月6日までに市役所窓口で「外国人登録原票記載事項証明書」を取得してください。

7月9日以降は市役所ではなく、直接法務省(東京)に請求していただくこととなります。

● 在留カードの手続及び氏名等変更手続の場所

手続の場所	手続の事由
入国管理局	氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届 在留カードの交付に関する申請(有効期間更新や再交付申請など) 所属機関・配偶者に関する届出(就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する方)
知立市	住所、世帯主、続柄(続柄の分かる資料が必要な場合があります)等の変更

2012年7月9日以降、在留資格や旅券の変更申請等の手続は、市役所でする必要はありません。



引っ越しをされる方へ ～手続の方法が変わります～

2012年7月9日以降、知立市から他市町村へ住所変更をする場合、知立市にて転出届をして『転出証明書』の交付を受ける必要があります。その後、転入先の市町村に転出証明書と在留カード(外国人登録証明書)を添えて手続をしてください。

※出国する場合も転出届が必要です。

● 現在お持ちの外国人登録証明書の有効期限

現在お持ちの外国人登録証明書は次の期限まで有効です。期限までに入国管理局で在留カードの交付申請をしてください。

対象者		有効期限
16歳以上の人	永住者	2015年7月8日
	永住者以外	在留期間の満了日又は2015年7月8日のいずれか早い日
16歳未満の人	永住者	2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日
	永住者以外	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日

● 通称名表記について

通称名は、住民票には記載されますが、在留カードには記載されません。

● 住民登録対象者

できる人	・観光などの短期滞在者を除いた、適法に3か月を超えて在留する外国人で住所を有する人です。
できない人	・短期滞在者、3月以下の在留期間の人、在留資格がない人、在留期間が切れている人です。

- ・ 正確な住民票を作成するために、氏名、居住地、在留資格等に変更があった場合には、必ず市町村に届出を行ってください。
 - ・ 在留期間の更新の手続きを忘れている人は、速やかに入国管理局で手続きを行ってください。
- ※ 手続きをされていない方は住民票が作成されないだけでなく、これまで受けていた行政サービスを受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

例：住民票・印鑑登録証明書が発行されない。印鑑登録ができない。



◎詳しくは総務省及び法務省のホームページをご覧ください。下記あてにお問い合わせください。

総務省：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

法務省入国管理局：http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

外国人在留総合インフォメーションセンター：0570-013904

(IP 電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

【お問い合わせ：知立市役所市民課外国人登録担当 0566-83-1111】